

# 御坊市地震等防災対策 アクションプログラム

～ かけがえのない 命をまもるために ～



(保育園児童による防災訓練の写真です)

平成22年3月策定

令和3年度改訂

御 坊 市

# 目 次

## I アクションプログラム策定の背景

1	地震・津波のおそれ	1
2	風水害のおそれ	2
3	災害対策の現状	2
4	災害対策の課題	2
5	アクションプログラムの必要性	3

## II アクションプログラムの基本的な考え方

1	目的	4
2	基本理念	4
3	実施期間と進行管理	4
4	アクションプログラムの位置付け	5

## III アクションプログラムの目標と施策の柱

1	アクションプログラムの目標	6
2	アクションプログラムの施策の柱	7
3	アクションプログラムの減災目標	8
4	アクションプログラムの体系図	1 2
5	アクションプログラムの体系表	1 3

## IV アクションプログラムの内容

i	大地震等に着実に備える	1 4
1	防災意識の普及推進	1 4
2	津波等対策の推進	1 5
3	耐震化と災害に強いまちづくりの推進	1 6
4	地域の防災体制づくりの推進	1 7
5	行政の防災体制の強化推進	1 9
ii	災害発生時に迅速適切な対策を実施する	2 2
6	災害応急対策の整備推進	2 2

7	被災後の生活支援体制の充実	24
iii	復興を進め安全で安心・安定して生活を構築する	25
8	迅速確実な市民生活の再建復興の推進	25

# I アクションプログラム策定の背景

## 1 地震・津波のおそれ

御坊市の地震・津波環境は、紀伊半島沖合の南海トラフという海底の溝が存在し、その地核変動によって南海トラフ地震が歴史的に約90年から150年の間隔で繰り返し起こっています。また、中央構造線地震帯や田辺市付近において活断層の存在が確認されており、内陸型地震が発生する可能性もあると危惧されています。

古文献による宝永地震（1707年）や安政南海地震（1854年）での地震被害は、地震動による死者や津波による死者が記載されているが、昭和21年12月21日に起きた昭和南海道地震（M8.0）において、地震動や津波による死者はなく、御坊市での被害が少なかったが沿岸部の浸水や日高川をはじめ王子川や西川への遡上が確認されています。

そのような中、御坊市は、平成15年7月に施行された南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法により、「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されました。また、国の地震調査研究推進本部（令和2年1月公表）による地震発生確率値の更新により、今後30年以内の南海トラフ地震の長期的な発生確率は70%～80%、地震の規模はマグニチュード8～9クラスであると発表されています。

また、「和歌山県地震被害想定調査」（平成26年3月公表）によると、約100年周期で発生すると想定されるM8クラスの「東海・東南海・南海地震の3連動地震」（以下「3連動地震」という。）と、千年に一度、1万年に一度と想定されるM9クラスの「南海トラフ巨大地震」（以下「巨大地震」という。）の予測震度、津波の浸水想定等を基に、人的被害、建物被害等を取りまとめています。

御坊市での地震動等の地震・津波予測は、以下のとおりです。

最大震度が、3連動地震で6強、巨大地震では7となり、どちらも非常に大きな揺れとなります。

また、同時期に津波も発生し、3連動地震で24分後に第1波最大津波が、巨大地震では津波高1mが13分後に到達することが想定されています。特に巨大地震においては、広い範囲での浸水が想定されています。

### <震度・津波予測の概要>

区分	項目	単位	3連動地震	巨大地震
被害概要	地震規模	Mw	8.7	9.1
	最大震度	震度	6強	7
	最大津波高	m	8	16
	平均津波高	m	7	14
	想定浸水区域	ha	270	970
	最短津波到達時間	分	第1波最大津波：24	津波高1m：13

（出典：平成25年和歌山県の津波浸水想定、平成26年和歌山県の地震被害想定）

なお、地震はいつ発生するか分からないため、紀節・時刻・風速等、いくつかのパターンで被害想定が実施されていますが、以下は被害が最も大きくなる最大値を掲載しています。

＜建物・人的被害の概要＞

区分	項目	単位	3連動地震	巨大地震
建物被害	全壊棟数	棟	3, 200	7, 400
	半壊棟数	棟	3, 300	2, 700
人的被害	死者数	人	690	6, 900
	重傷者数	人	200	580

(出典：平成26年 和歌山県の地震被害想定)

## 2 風水害のおそれ

御坊市の風水害環境は、梅雨末期の前線活動と台風による大雨で大きな災害が発生しています。

昭和28年7月に発生した「7.18水害」と呼ばれる雷雨性の大雨は、御坊市に大きな被害をもたらしました。また、昭和36年発生した第2室戸台風や平成23年台風12号などでも、死者や多くの家屋が浸水し大きな被害をもたらしました。

近年、全国的に風水害被害が多発しており、このことを鑑み水防法の改正やこれに伴う洪水ハザードマップ（土砂災害区域）を改訂したところです。

## 3 災害対策の現状

災害対策は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、市民の生命財産を災害から保護し、社会秩序の維持及び公共の福祉に資することを目的に策定した「御坊市地域防災計画」に位置づけられ、この計画に即して公共施設の耐震化、民間業者との災害協定、自主防災組織の育成、防災資機材の整備などを進めてきました。

## 4 災害対策の課題

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災は多くの教訓を私たちに残しました。「自分の命は自分で守る」ということや「隣近所、地域社会の人と人とのつながりの大切さ」など、日頃はなかなか意識しないことが、実は最も重要な防災対策であるということです。代表的なものは次のとおりです。

- 亡くなられた方の約8割が建物や家具の倒壊・転倒が原因だった。
- 倒壊家屋などから救出された方の約8割が家族や近隣住民に助けられた。
- 避難所ではボランティアや自治会組織が運営にたずさわった。

また、平成23年に発生した東日本大震災では、想定以上の津波により多くの方々が亡くなっています。南海トラフ地震でも津波による死者が多く想定されています。「津波避難の大切さ」がクローズアップされ、最重要の災害対策

に位置付けられました。

- 率先避難者となり想定以上の津波に備え全力を尽くし避難すること。

これらの教訓から言えることは、大地震や風水害による被害は同時多発的に発生するため、行政だけの対応では市民を守ることに限界があり、「自助・共助・公助」の役割分担と協働による取り組みが重要となってきます。

- 自助……住民一人ひとりが自分自身を災害から守ること
- 共助……地域社会がお互いを災害から守ること
- 公助……国・県・市町村など行政が住民を災害から守ること

災害への備えを充実させ、被害をできる限り軽減するためには、市民、自治（町内）会、自主防災組織、企業、行政が自助・共助・公助に主体的に取り組むとともに、相互に連携し合う防災協働社会の構築が必要です。

## 5 アクションプログラムの必要性

近年、南海トラフ地震等の発生や地球温暖化に伴う台風の大型化や大洪水が危惧され、一刻も早い防災協働社会の構築が課題であると言えます。市民と行政が一体となって災害に対する知識や危機意識を共有し、十分な災害対応力を備え、すこやかで安心して暮らせるまちづくりを目指すための体制を整備する必要があります。

このアクションプログラムは、まず御坊市で取り組むべき防災対策を整理・体系化したものであり、限られた財源の中で、計画的かつ効率的、効果的な災害対策に取り組むために策定するものです。

## Ⅱ アクションプログラムの基本的な考え方

### 1 目的

アクションプログラムは、地域防災計画に定められた災害応急対策編を総括するとともに、南海トラフ地震などの大規模地震や風水害により予想される被害の増加要因を分析し、持てる資源を最大限活用して、被害を可能な限り減らす「減災」を目的とする。また、取り組むべき施策を体系化し、行動計画を示すことで、地域防災計画の実効性を高めるとともに災害対策を推進します。

### 2 基本理念

南海トラフ地震などの大災害に備え、「自助・共助・公助」が相互に連携して活動する防災協働社会を構築することで、すこやかで安心して暮らせる災害に強いまちづくりを目指します。

### 3 実施期間と進行管理

アクションプログラムの実行にあたって、事業は、以下のように「継続」「新規」に分けて実施します。

継続……現在実施している施策で、継続的に実施するもの

新規……新たに実施する施策

また、実施期間は、緊急度に応じて以下のように「短期」「中期」「長期」に分けて設定します。

短期……令和5年度までに実施

中期……令和7年度までに実施

長期……令和12年度までに実施

#### 実施期間

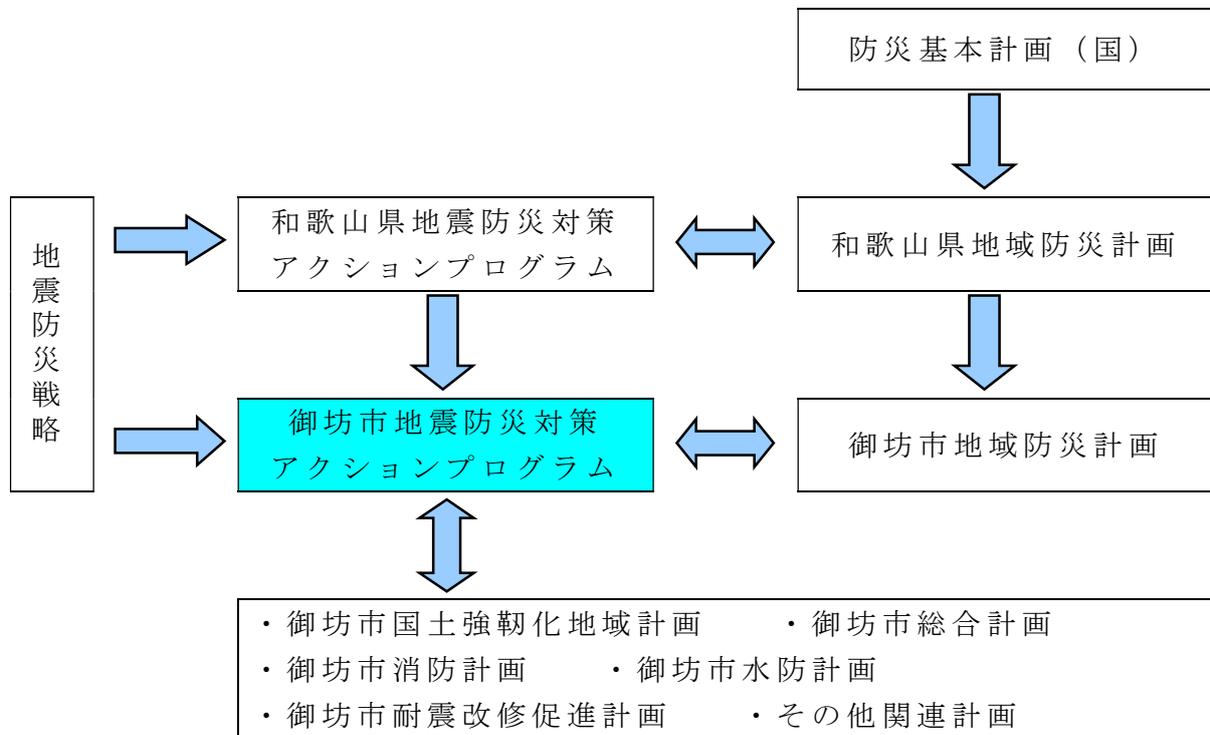
	年 度 ( 令 和 )									
	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
短期	→									
中期	→									
長期	→									

アクション実施のため所管部署を明らかにし、それぞれの取り組みを計画的かつ効率的に推進します。また、アクションの進捗に努め、未完了アクションについては実施を促進します。さらにアクションプログラムの見直しが生じた場合は、所管部署と協議のうえ随時見直しを行います。

#### 4 アクションプログラムの位置付け

このアクションプログラムは、御坊市地域防災計画に基づき実施する施策のうち、令和12年度末までに重点的に取り組む事業の行動計画です。

国の地震防災戦略及び和歌山県地震防災対策アクションプログラム並びに御坊市国土強靱化地域計画や御坊市総合計画その他関係計画と整合性を図りながら事業を展開します。



### Ⅲ アクションプログラムの目標と施策の柱

#### 1 アクションプログラムの目標

御坊市地震等防災対策アクションプログラムでは、南海トラフ地震など大規模地震に備え、災害発生時に迅速かつ適切な対策を実施し、被害を最大限減らすため、予防対策、応急対策、復旧・復興対策の観点から、①大地震等に着実に備える、②災害発生時に迅速適切な対策を実施する、③復興を進め安全で安心・安定した生活を構築する、の3項目の目標を掲げ、それに対応する8項目の施策の柱を設定し、28の分野別施策を体系化しています。

##### ①大地震等に着実に備える

南海トラフ地震などの大規模地震等による被害は、同時多発的に生じるため行政のみでは市民を守ることに限界があります。自治会・町内会を中心に「自分たちのまちは自分たちで守る」という防災意識を高めるため、自主防災組織の結成を促進するとともに災害時のボランティア活動の支援が必要です。

また、阪神・淡路大震災の8割以上の犠牲者を出した建物の倒壊や家具の転倒などによる圧死に加え火災による被害が危惧されることから、個人住宅や災害対策拠点となる公共施設、公共土木施設及びライフラインの耐震化を進めるとともに、沿岸地域においては津波被害を軽減するための予防対策を早急に実践していく必要があります。

こうした最も危険な被害要因を未然に減らす対策を優先的に進めることが、最も効果的な予防対策と言えます。

このことから、「大地震等に着実に備える」を目標に施策を推進していきます。

##### ②災害発生時に迅速適切な対策を実施する

地震・津波や風水害などによる被害発生時には、行政として被害を最小限に抑えるための応急対策を実施する必要があります。

災害時に迅速な対応が可能となるよう行政防災力の向上を図るため、地域防災計画の策定・見直し、職員の防災研修、訓練などの実施により初動体制の強化を図るとともに、災害時の情報収集・伝達体制の整備が求められます。

また、避難行動要支援者の避難誘導體制の確立を図るため、避難行動要支援者登録制度など地域住民との連携による安否確認の仕組みづくり、避難誘導マニュアルの整備などを進めるとともに、社会福祉施設との協定などにより避難行動要支援者に配慮した対策が必要です。

さらに、突発的に発生した大規模地震に対して、迅速に消火、救助、医療、避難所運営、緊急輸送活動などの応急対策を実施するとともに、二次災害の発生防止に努めるため、あらかじめ各分野において十分な準備をする必要があります。

このことから、「災害発生時に迅速適切な対策を実施する」ことを目標に施策を推進します。

### ③復興を進め安全で安心・安定した生活を構築する

地震による被害発生から被災者の生活を迅速・的確に回復し、再建することが重要です。東日本大震災や熊本地震の場合においても、今なお全面的な復興には至っていないのが現状です。こうした現状を踏まえ、被災者の生活を回復させるための住宅確保や健康管理、こころのケアなど、様々な生活支援対策はもちろん、市全体の復旧・復興を図るため、迅速かつ円滑な災害復旧を実施するための準備や計画をしておくことが必要です。

このことから、「復興を進め安全で安心・安定した生活を構築する」ことを目標に施策を推進します。

## 2 アクションプログラムの施策の柱

アクションプログラムで掲げた3項目の目標を達成するため、次の8項目の施策の柱を設定します。

### ①防災意識の普及推進

地震・津波、風水害など自然災害に対する正しい知識の普及と防災意識の啓発に努め、市民一人ひとりの防災力の向上を目指します。

### ②津波等対策の推進

南海トラフ地震など海溝型地震の特徴である津波被害、洪水や土砂災害・ため池決壊による被害の軽減を図るため、防災体制の確立を進めます。

### ③耐震化と災害に強いまちづくりの推進

住宅、公共建築物、道路その他の公共土木施設の耐震対策など予防的な被害軽減対策を計画的かつ速やかに実施し、災害に強いまちづくりを進めます。

### ④地域防災体制づくりの推進

地域防災への市民の主体的な参加、自主防災組織の充実、ボランティアの活動環境の整備、企業の災害対応能力の向上等を図るため、地域が一体となった自助・共助による防災体制づくりを進めます。

### ⑤行政の防災体制の強化推進

災害発生時に県、市など行政が果たすべき災害対策本部設置・運営や情報収集・伝達など種々の機能の強化を図り、迅速適切な対応が実施できる体制整備を進めます。

### ⑥災害応急対策の整備推進

災害発生時にまず優先される命の安全確保の対策を的確に実施するため、緊急活動体制の確立を目指します。

⑦被災後の生活支援体制の充実

被災した施設の早期復旧、水・食糧の確保や衛生環境の保全など、被災後の生活を守るための迅速・的確な復旧対策を目指します。

⑧迅速確実な市民生活の再建復興の推進

被災者・被災事業者の迅速な再建と災害に強い安全で安心・安定した御坊市の復興を目指します。

3 アクションプログラムの減災目標

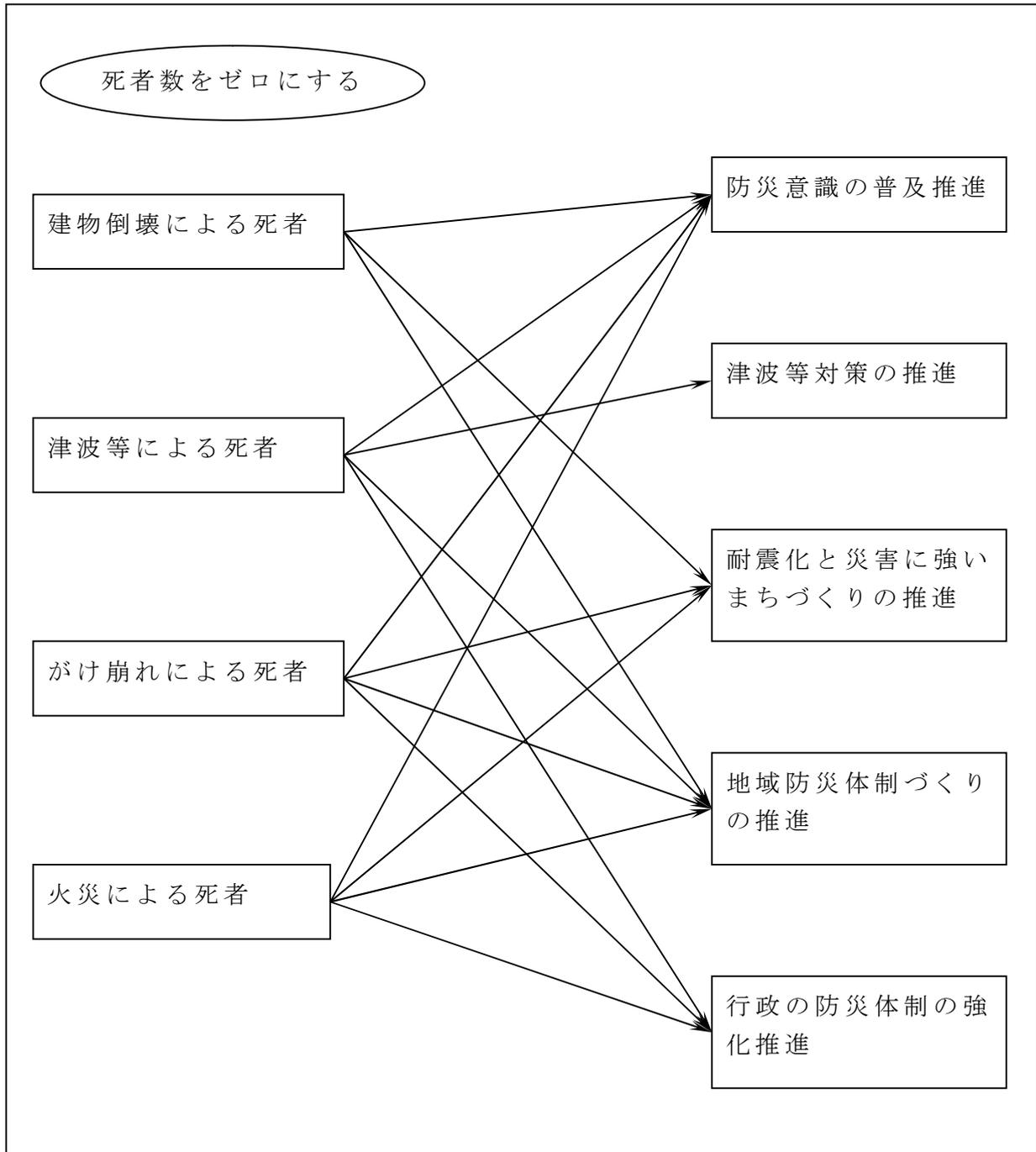
令和12年度末までに御坊市が目指すべき減災目標は、下記のとおりとし、御坊市が目指すべき減災目標を達成するため、「重点テーマ」ごとにアクション目標を設定します。

南海トラフ地震や風水害などの大規模災害発生時の死者数を  
ゼロにする

①重点テーマ

予防対策、応急対策、復旧・復興対策の3項目の目標を掲げ、施策の柱となる8項目を重点テーマとして設定しています。

この重点テーマは、被害を軽減するため、事前に備える予防対策に重点を置いており、死者の要因と重点テーマの関連を図示すると下図のようになります。



## ②重点テーマ別の目標（地域目標）

減災目標を達成するために、重点テーマ別に地域目標を策定します。

### 防災意識の普及推進

- ・毎月発行の広報誌「ごぼう」への防災関連記事を毎回掲載し、市民の防災意識の向上を図る。
- ・令和7年度までに各家庭や企業における備蓄率100%を目指す。（10日分の食料・飲料水）
- ・家具転倒防止対策の必要性を啓発していく。  
（和歌山県では、令和7年度までに家具の固定率65%を目標としている。）

### 津波等対策の推進

- ・毎年、市民参加による市内一斉津波避難を実施する。
- ・毎年、水門等の開閉訓練を実施する。
- ・令和11年度末までに主要な避難路に面したブロック塀の撤去・改善事業を進め、避難路の健全化に努める。

### 耐震化と災害に強いまちづくりの推進

- ・令和7年度末までに住宅の耐震化率95%以上を目指す。（平成27年末現在の住宅耐震化率74.3%）
- ・災害対策本部の拠点となる市庁舎の建替えを推進する。
- ・重要給水施設管路の耐震化に努める。

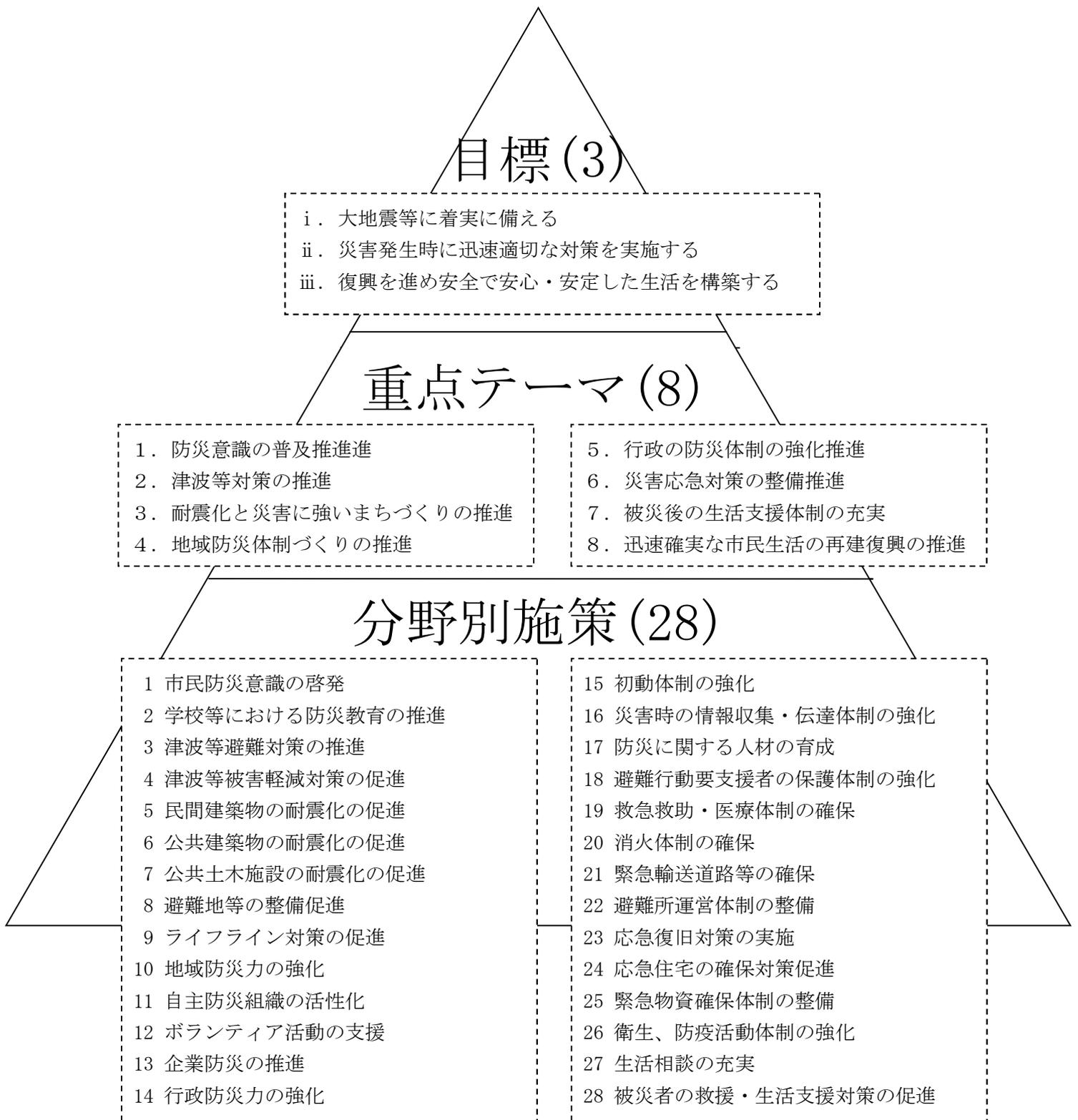
地域防災体制づくりの  
推進

- ・ 令和3年度自主防災連絡協議会を立ち上げ、防災リーダーの育成・自主防災組織の活性化を図る。
- ・ 御坊市消防団員数について、条例定数100%を目指す。

行政の防災体制の  
強化推進

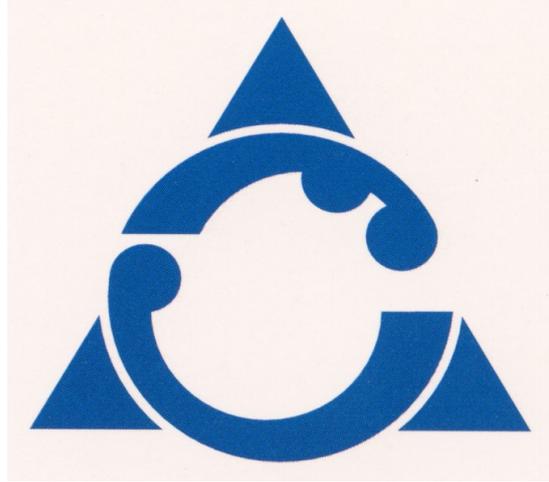
- ・ 毎年アクションプログラムの進行状況を把握し見直しも行う。
- ・ 毎年、職員初動対応マニュアルの検証を兼ね年1回は、災害図上訓練を実施する。

#### 4 アクションプログラムの体系図



5 アクションプログラムの体系表

目標	重点テーマ	分野別施策
i 大地震等に着実に備える		
	1. 防災意識の普及推進	1 市民防災意識の啓発 2 学校等における防災教育の推進
	2. 津波等対策の推進	3 津波等避難対策の推進 4 津波等被害軽減対策の促進
	3. 耐震化と災害に強いまちづくりの推進	5 民間建築物の耐震化の促進 6 公共建築物の耐震化の促進 7 公共土木施設の耐震化の促進
	4. 地域防災体制づくりの推進	8 避難地等の整備促進 9 ライフライン対策の促進
	5. 行政の防災体制の強化推進	10 地域防災力の強化 11 自主防災組織の活性化 12 ボランティア活動の支援 13 企業防災の推進 14 行政防災力の強化 15 初動体制の強化 16 災害時の情報収集・伝達体制の強化 17 防災に関する人材の育成
ii 災害発生時に迅速適切な対策を実施する		
	6. 災害応急対策の整備推進	18 避難行動要支援者の保護体制の強化 19 救急救助・医療体制の確保
	7. 被災後の生活支援体制の充実	20 消火体制の確保 21 緊急輸送道路等の確保 22 避難所運営体制の整備
	7. 被災後の生活支援体制の充実	23 応急復旧対策の実施 24 応急住宅の確保対策促進 25 緊急物資確保体制の整備
	7. 被災後の生活支援体制の充実	26 衛生、防疫活動体制の強化 27 生活相談の充実
iii 復興を進め安全で安心・安定した生活を構築する		
	8. 迅速確実な市民生活の再建復興の推進	28 被災者の救援・生活支援対策の促進



御坊市地震防災対策アクションプログラム

平成22年3月（令和3年度改正）

発行 御坊市

担当部課 御坊市市民福祉部

防災対策課

〒644—8686

和歌山県御坊市藪350番地

TEL 0738—22—4111（代表）

0738—23—5528（直通）

FAX 0738—23—5090

E-mail : [bosai@city.gobo.lg.jp](mailto:bosai@city.gobo.lg.jp)